

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月7日
【会社名】	オイレス工業株式会社
【英訳名】	OILES CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡山 俊雄
【本店の所在の場所】	東京都港区港南一丁目6番34号
【電話番号】	(03)5781-0780(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 企画管理本部長 内田 隆彦
【最寄りの連絡場所】	神奈川県藤沢市桐原町8番地
【電話番号】	(0466)44-4810(代表)
【事務連絡者氏名】	企画管理本部 経理部長 吉田 一哉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 719,901,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	409,500株（注）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．平成25年5月7日開催の取締役会決議によります。

2．振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3．本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	409,500株	719,901,000	
一般募集			
計（総発行株式）	409,500株	719,901,000	

（注）1．第三者割当の方法によります。

2．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,758		100株	平成25年5月23日（木）		平成25年5月23日（木）

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3．上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

4．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
オイレス工業株式会社 企画管理本部 総務部	神奈川県藤沢市桐原町8番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほコーポレート銀行 日本橋営業部	東京都中央区八重洲二丁目4番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
719,901,000		719,901,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。なお、発行諸費用については当社一般経費にて対応いたします。

(2)【手取金の使途】

当社設備投融资資金(関係会社投融资含む)に全額を充当いたします。

具体的な使途	金額	支出予定時期
当社連結子会社 自潤軸承(蘇州)有限公司の工場増設及び生産設備増設に対する当社からの融資	600百万円	平成25年8月
節電及びBCP(事業継続計画)対策の一環として、当社足利事業場に自家発電設備を導入	120百万円	平成26年3月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 前田 仁
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54%

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成25年5月7日現在のものです。

株式給付信託（従業員持株会処分型）の内容

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」に該当しますので、以下本制度の内容を記載します。

当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする信託契約を締結する予定です。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する予定です。割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（以下「信託E口」といいます。）は、本信託によって設定される信託口であります。

a 委託者：当社（オイレス工業株式会社）

b 受託者：みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となる。

c 受益者：受益者適格要件を充足するオイレス従業員持株会会員及びオイレスグループ従業員持株会会員

d 信託設定日：平成25年5月23日（予定）

e 信託の期間：平成25年5月23日～平成30年6月15日（予定）

f 信託の目的：オイレス従業員持株会及びオイレスグループ従業員持株会（以下、「持株会」といいます。）に対し当社の株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を受益者へ給付すること

(1) 概要

本信託は、持株会に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本制度では今後5年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、信託E口が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時まで、信託E口が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証を行うため、信託終了時において、当社株式の株価下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

第三者割当については、信託E口と当社間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

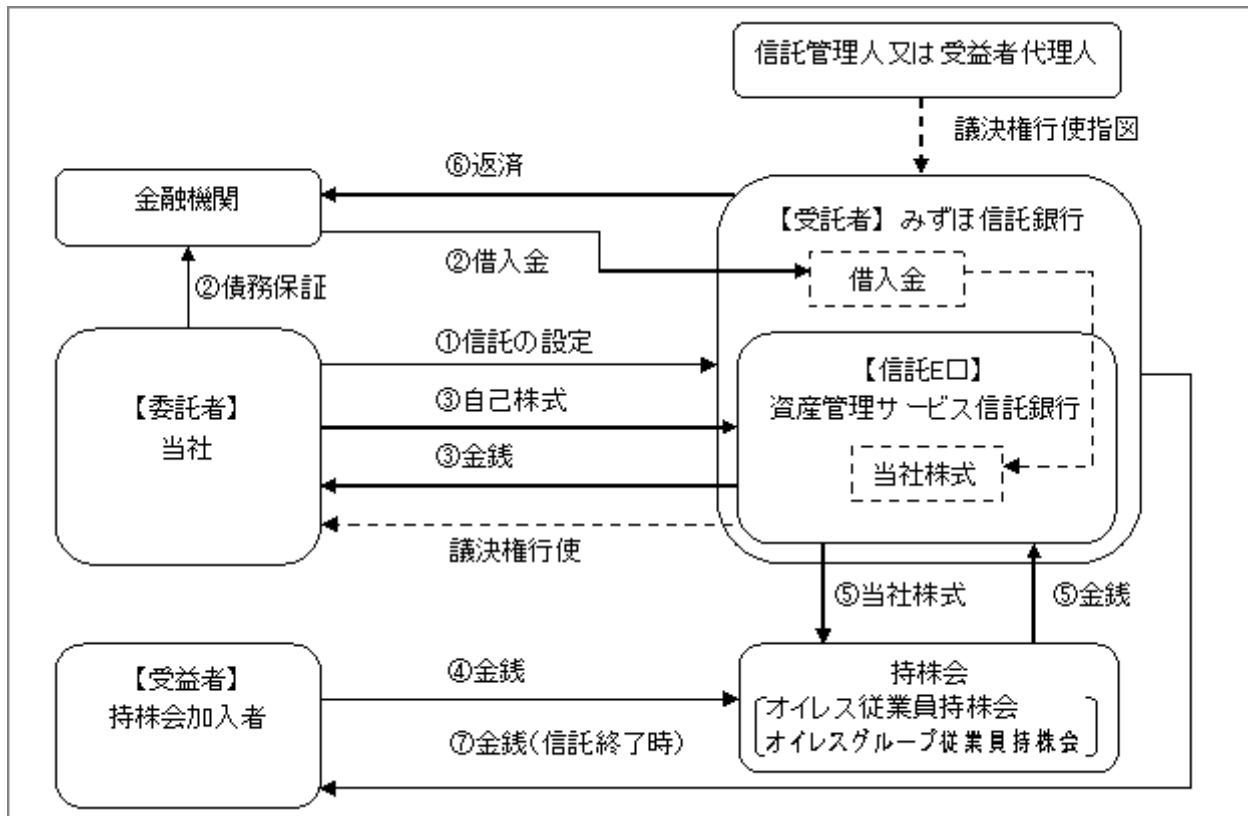
本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人が本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従って定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に提出し、受託者はその書面に従い議決権を行使します。なお、信託管理人は、現在又は過去において当社グループ（当社及び国内関係会社）の役員ではないこと、現在又は過去において当社グループの役員の2親等内の家族ではないこと、当社グループと現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社グループの重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社グループとの間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。また、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

- (2) 本持株会に売り付ける予定の株式の総数
409,500株

(3) 受益者の範囲

本信託契約で定める信託終了日において、本持株会に加入している者のうち、本信託契約で定める受益者確定日において所定の手続の全てを完了している者を受益者とします。

< 本制度の仕組み >



当社は、信託E口に金銭を拠出し、他益信託を設定します。

受託者（みずほ信託銀行）は、金融機関から株式取得代金の借入を行います。（当社は、金融機関に対して債務保証を行います。）

受託者（みずほ信託銀行）は、借入れた資金を信託E口に再信託し、信託E口は当該資金で当社株式を取得します。信託E口が株式を取得するにあたり、当社は、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる相当数の自己株式の割当てを一括して行います。

持株会加入者は、奨励金と併せて持株会に金銭を拠出します。

持株会は、従業員から拠出された買付代金をもって、信託E口から時価で当社株式を購入します。

信託E口の持株会への株式売却代金をもって受託者（みずほ信託銀行）は借入金の元本を返済し、信託E口が当社から受領する配当金等を原資とする信託財産をもって借入金の利息を返済します。

本信託は信託期間の終了や信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託の残余株式を処分し、借入を完済した後なお剰余金が存在する場合、持株会加入者に分配します。

（信託終了時に、受託者（みずほ信託銀行）が信託財産をもって借入金を返済出来なくなった場合、当社が債務保証履行することで、借入金を返済します。）

c 割当予定先の選定理由

本制度は、持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の実現を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社グループの企業価値の向上を図ることを目的としております。

当社グループでは、上記目的を達成すべく本制度導入の検討をすすめてまいりましたが、今般本制度を導入するにあたり、検討の当初より提案を受けていたみずほ信託銀行株式会社を受託者として選定いたしました。なお、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の内容に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託

契約を締結した上で、上記再信託に係る契約に基づきみずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として再信託する予定であるため、信託E口が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

409,500株

e 株券等の保有方針

割当予定先である信託E口は、本信託契約を締結することで、5年間の信託期間内において持株会に対し毎月定期的に保有株式を売却するために保有することとなります。

なお、当社は、割当予定先である信託E口との間におきまして、払込期日(平成25年5月23日)より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書の提出を求めていることしております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、本信託の受託者からの信託金によって払込みを行う予定である旨の株式給付信託(従業員持株会処分型)契約書を締結する予定であります。当該信託金については、本信託の受託者が貸付人からの借入金によって調達する予定である旨を金銭消費貸借契約によって確認します。なお、当該金銭消費貸借契約は、借入人、保証人、貸付人の三者間で締結され、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人が保証履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、本信託契約に基づき借入人から保証料を受取る内容となっております。

割当予定先：資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)

借入人：みずほ信託銀行株式会社

保証人：当社

貸付人：株式会社みずほコーポレート銀行(370,000,000円)

株式会社三菱東京UFJ銀行(350,000,000円)

g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、資本金500億円で、株式会社みずほフィナンシャルグループ(54%出資)をはじめ、生命保険会社4社(第一生命保険株式会社、朝日生命保険相互会社、明治安田生命保険相互会社、富国生命保険相互会社)が出資している資産管理業務銀行です。前述「株式給付信託(従業員持株会処分型)の内容」及び「(1)概要」とおり、同行は、みずほ信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、再信託受託者となることで本信託の割当予定先となります。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、同行のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの6ヵ月間(平成24年11月7日から平成25年5月2日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である1,758円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの6ヵ月間の終値平均としたのは、政府のデフレ・円高から脱却を目指す経済政策と景気回復への期待感を要因とする市場全体の株価上昇に当社株価も連動しており、一定の日の終値のような特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高いと判断したため選定いたしました。

なお、処分価額1,758円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,960円に対して89.69%(ディスカウント率10.31%)乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1ヵ月間の終値平均1,884円(円未満切捨)に対して93.31%(ディスカウント率6.69%)乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヵ月間の終値平均1,818円(円未満切捨)に対して96.70%(ディスカウント率3.30%)乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しており、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち2名は社外監査役)全員が、上記算定の考え方が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分数量は、今後5年の信託期間中に持株会が本信託より取得する予定数量に相当するものであります。

本自己株式処分の対象となる株式数409,500株は、平成25年3月31日現在の発行済株式総数に対し1.28%(小数点第3位を四捨五入、平成25年3月31日現在の総議決権個数282,950個に対する割合1.45%)となります。このため、本自己株式処分による株式の希薄化及び流通市場への影響はありますが、本信託の目的及び効果を考えると、当社グループの企業価値の向上に寄与するものと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
日本トラスティ・サービ ス信託銀行(株)	東京都中央区晴海一丁目 8 番11号	3,275	11.58	3,275	11.41
東京中小企業投資育成(株)	東京都渋谷区渋谷三丁目29 番22号	2,472	8.74	2,472	8.61
日本マスタートラスト信 託銀行(株)	東京都港区浜松町二丁目11 番3号	1,423	5.03	1,423	4.96
(株)みずほコーポレート銀 行	東京都千代田区丸の内一丁 目3番3号	1,112	3.93	1,112	3.88
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁 目6番6号	901	3.19	901	3.14
川崎 景介	東京都大田区	691	2.44	691	2.41
資産管理サービス信託銀 行(株)	東京都中央区晴海一丁目 8 番12号	685	2.42	1,094	3.81
川崎 景太	東京都大田区	600	2.12	600	2.09
オイレス東日本共栄会	東京都港区港南一丁目 6 番 34号	589	2.08	589	2.05
オイレス従業員持株会	東京都港区港南一丁目 6 番 34号	583	2.06	583	2.03
計		12,335	43.60	12,745	44.40

(注) 1. 平成25年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 上記のほか当社保有の自己株式3,451,720株は割当後3,042,220株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第61期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
平成24年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第62期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）
平成24年8月10日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第62期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）
平成24年11月9日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第62期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）
平成25年2月8日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を、平成24年7月2日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照情報である有価証券報告書（第61期事業年度）及び四半期報告書（第62期事業年度第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

オイレス工業株式会社
（東京都港区港南一丁目6番34号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。